主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人大竹武七郎の上告趣意は、判例違反を主張するけれども、所論援用の判例 は本件の事案に適切ではなく、本件の罪数に関する原判決の判断は正当である。論 旨は採用できない。また記録を調べても、本件につき刑訴四一一条を適用すべき事 由も認められない。

よつて同四〇八条により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和三〇年一〇月一四日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	山		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯一	郎
裁判官	池	田		克